

別表1 補助対象事業：客室改修

該当箇所	整備基準
(1) 共通	① 車椅子使用者が利用できる十分な空間を確保 ・ 直径150cm以上又は140cm角以上のスペースを1以上設ける
	② ベッド、手すりを適切に設置
	③ 出入口幅80cm以上
	④ 戸は障がい者、高齢者等が容易に開閉し通過できる構造で、前後に高低差がない
	⑤ 車椅子使用者が利用しやすいスイッチ
	⑥ ファクス、点字付き電話等、聴覚障がい者・視覚障がい者に配慮した設備
	⑦ 聴覚障がい者に配慮した非常警報装置
	⑧ 車椅子使用者用客室は、非常時に避難しやすい場所に設置
(2) 便所	① 段を設けない
	② 床面は滑りにくい仕上げ
	③ 腰掛便座の両側に手すりを設置
	④ 腰掛便座はできる限り前方及び両側から移乗しやすい位置に設置
	⑤ 車椅子使用者の利用に十分な空間の確保 ・ 床面積2,000㎡以上の宿泊施設であれば、直径180cm以上のスペース ・ 上記以外の宿泊施設であれば、直径150cm以上のスペース
	⑥ 洗浄装置は操作が容易なもの
	⑦ 施設管理者等へ通じる非常用呼出装置
	⑧ 荷物台を適切に設置
	⑨ 施錠及び開錠が容易な施錠装置
(3) 洗面所	① 段を設けない
	② 床面は滑りにくい仕上げ
	③ 車椅子使用者が利用しやすい高さの洗面器、鏡を1以上
	④ 両側に手すりがあり、操作しやすい水栓器具を備えた洗面器を1以上
(4) 浴室	① 床面は滑りにくい仕上げ
	② 必要に応じ、手すりを設ける
	③ 車椅子使用者が利用できる十分な空間を確保 ・ 洗い場・浴槽までの通路及び洗い場に直径150cm以上のスペース ・ 出入口の前後に140cm角以上のスペース
	④ 障がい者、高齢者等に配慮した浴槽 ・ 縁の高さは50cm以下
	⑤ 浴室、シャワー室に椅子を設ける
	⑥ 浴室、シャワー室に、障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上
	⑦ 更衣室、脱衣室に、車椅子使用者が利用しやすい脱衣用ベンチを1以上
	⑧ 段を設けない
	⑨ 施設管理者等へ通じる非常用呼出装置